

加古川市吹付アスベスト調査費助成事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において、民間の既存建築物に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境の整備を図るため、アスベスト調査事業を施行する者（以下「事業者」という。）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、国が定める社会資本整備総合交付金要綱及び、加古川市補助金等交付規則（昭和61年加古川市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) アスベスト

建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第一号に規定するものをいう。

(2) アスベスト調査事業

建築物に施工されている吹付け建材についてアスベスト含有の有無及び含有している場合の含有量に係る調査（以下「含有調査」という。）をすることをいう。

(3) 建築物石綿含有建材調査者

建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者（以下「調査者」という。）をいう。

(補助金の対象者等)

第4条 補助の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）を所有する者又は共同住宅等の団体（建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者であること。

(2) 加古川市に納付すべき税等を滞納していないこと。

(補助金の対象事業)

第5条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。）であること。

(2) アスベスト調査事業にあつては、アスベストを含有する吹付け建材が施工されているおそれのある建築物であること。

(3) アスベスト調査事業に関し、他の国庫補助金が交付されていないもの。

2 補助金の交付対象となるアスベスト調査事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施すること。

(2) 含有調査は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通達）及び、「石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付基安化発第0206003号）により示された分析方法を標準として、JIS法又はJIS法と同等以上の精度を有する方法で行

うものであること。

(補助金の額)

第6条 市は、事業者に対して、次の各号に掲げる費用を補助することができる。ただし、各号の適用にあたっては、建築基準法に基づく敷地ごとに1回のみとする。

(1) アスベスト調査事業

調査者が調査する調査費用（消費税及び地方消費税を除く）の10分の10以内。ただし25万円を上限とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取り図（縮尺2,500分の1以上）

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 建築物の登記事項証明書その他当該建築物の所有者がわかる書類

(5) 事業者が共同住宅等の団体の代表者である場合においては、事業を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写し

(6) 現況写真（建物外観及び吹付け箇所）

(7) 事業費の見積書

(8) 調査に係る建築物石綿含有建材調査者の修了証明書の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、各号に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 事業者は交付の決定の通知を受けた後、分析機関又は施工業者と契約するものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付を決定するにあたり、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

4 第1項の規定による審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対し補助金不承認通知書（様式第3号）により通知する。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

補助事業者は、事業内容変更承認申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更

補助事業者は、事業ごとに補助金交付変更申請書（様式第5号）を作成し、関係書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項第2号の申請に対し、申請事項を承認すべきと認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、すみやかに補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第10条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第8号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了後2週間以内又は当該事業の交付決定通知日の属する市の会計年度の2月20日（当該日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日の場合は、その直前の市の休日以外の日）のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 アスベスト調査事業に関する実績報告書については、前項各号に掲げる書類に加え、当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - (1) 石綿障害予防規則第3条第2項に基づく事前調査における石綿分析結果報告書
 - (2) アスベスト調査事業にかかる分析機関からの請求書の写し
 - (3) アスベスト調査事業にかかる分析機関からの領収書の写し

（現場検査）

第12条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、工程を指定し、現場検査を実施することができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、適切に行われるよう補助事業者へ指導する。この場合において、市長は、補助事業者が指導に従わない場合は、交付決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、やむを得ない事情と認めた場合以外に、補助事業者が第1項の検査の実施を拒んだ場合、交付決定を取り消すことができる。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、第11条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第8条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第9条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の支払い)

第14条 補助金は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)によりその者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、第9条第3項の廃止の承認および前条第1項の交付決定の取消しを決定した場合において、当該廃止および取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは除く。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、この効力を失う。